

死傷者多数事案等発生時の被害者支援要領の制定について（通達）

最終改正 令和 8. 2. 20 例規務第 3 号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

死傷者多数事案等が発生した場合は、その初期的段階から、被害者及びその遺族（以下「被害者等」という。）に対する組織的かつ総合的な被害者支援を迅速かつ的確に行い、被害者等の精神的負担の軽減を図る必要があることから、みだしの要領を下記のように定め、平成14年8月28日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

記

死傷者多数事案等発生時の被害者支援要領

1 対象事案

この例規通達における死傷者多数事案等とは、死者がおおむね5人以上又は死傷者がおおむね10人以上の事件事故その他事案の内容、被害者等の状態、社会的反響等を総合的に勘案し、組織的な被害者支援を必要とする事案をいう。

2 特別被害者支援要員の指定

死傷者多数事案等に係る被害者支援を行う要員（以下「特別被害者支援要員」という。）の指定は、次のとおりとする。

(1) 警察本部

ア 別表第1に掲げる警察本部（サイバー対策本部を含む。以下同じ。）の所属の長（以下「本部所属長」という。）は、同表に定める指定基準人員に基づき、所属の警部補以下の階級にある警察官又はこれに相当する警察官以外の職員（以下「対象警察官等」という。）のうちから、特別被害者支援要員をあらかじめ指定しておくものとする。

なお、複数の人員を指定する所属にあっては、原則として、女性の警察職員を1人以上指定しておくものとする。

イ 本部所属長は、前記2の（1）のアの規定により特別被害者支援要員を指定し、又は指定の解除をしたときは、その都度、特別被害者支援要員指定・解除報告書（別記様式）により警務部長に報告（警務部警務課長（以下「警務課長」という。）経由）するものとする。

(2) 警察署

ア 警察署長は、別表第2に定める指定基準人員に基づき、所属の対象警察官等のうちから、特別被害者支援要員をあらかじめ指定しておくものとする。この場合においては、原則として、被害者支援に係る知見を有する警務課員を1人以上指定しておくとともに、指定基準人員が4人以上の警察署にあっては女性の警察職員を1人以上指定しておくものとする。

イ 前記2の（1）のイの規定は、警察署長が前記2の（2）のアの規定により特別被害者支援要員を指定し、又は指定の解除をした場合について準用する。

3 死傷者多数事案等の発生を認知したときの報告

死傷者多数事案等の発生地を管轄する警察署（以下「発生地警察署」という。）の長又は高速道路交通警察隊長（以下「発生地警察署長等」という。）は、死傷者多数事案等が発生した

と認められるときは、その事案の概要について警務部長に報告（警務課長経由）するものとする。

4 被害者支援対策本部の設置等

- (1) 警務部長は、前記3の規定による報告を受けた事案が死傷者多数事案等に該当すると認めるときは、被害者支援を迅速かつ的確に行うため、警察本部に被害者支援対策本部（以下「支援本部」という。）を設置するものとする。
- (2) 支援本部に被害者支援対策本部長（以下「支援本部長」という。）を置き、警務部長をもって充てる。
- (3) 支援本部長は、死傷者多数事案等の捜査を主管する部長（サイバー対策本部長を含む。以下「主管部長」という。）と連携を図りつつ、支援本部の統括的な指揮に当たるものとする。
- (4) 支援本部に被害者支援対策副本部長（以下「支援副本部長」という。）を置き、警務課長及び発生地警察署長等をもって充てる。
- (5) 支援副本部長は、支援本部長を補佐するとともに、支援本部長に事故があるときはその職務を代行するものとする。
- (6) 支援本部に被害者支援実施責任者（以下「支援実施責任者」という。）を置き、警務部警務課犯罪被害者支援室長をもって充てる。
- (7) 支援実施責任者は、支援本部長の指揮の下、支援本部の要員を指揮して、具体的な被害者支援の諸対策に当たるものとする。

5 特別被害者支援要員等の招集

(1) 招集の基準等

ア 支援本部長は、前記4の支援本部の要員として運用するため、死傷者多数事案等の規模、発生地、態様等を勘案し、警務部警務課犯罪被害者支援室（以下「犯罪被害者支援室」という。）の室員（犯罪被害者支援室に兼務を命じられた者を含む。）及び前記2に規定する特別被害者支援要員（以下「特別被害者支援要員等」という。）を犯罪被害者支援室、発生地警察署の属するブロック内の警察署、当該ブロック周辺の警察署及び警察本部又はその他の警察署の順に招集するものとする。この場合において、別表第1に定める部門及び招集体制又は別表第2に定める警察署及び招集体制をそれぞれ指定（発生地警察署及び死傷者多数事案等に係る捜査を担当する部門を除く。）するものとする。

イ 支援本部長は、特に必要と認める場合は、前記5の(1)のアの規定により招集した特別被害者支援要員以外の特別被害者支援要員を招集することができる。

(2) 招集の方法

支援本部長は、特別被害者支援要員等の招集に当たっては、死傷者多数事案等の内容等を勘案の上、あらかじめ招集の期間を定めるとともに、招集の日時及び場所、被招集者その他必要な事項を関係する所属の長に通知するものとする。ただし、招集後において、被害者等への支援状況、死傷者多数事案等の捜査の進捗状況等を勘案の上、招集の期間を短縮し、又は延長することができる。

6 被害者支援現地対策室の設置等

(1) 設置

ア 支援本部長は、被害者支援を一元的かつ効率的に実施するため、必要に応じ、発生地警

察署、高速道路交通警察隊その他適当と認める場所に被害者支援現地対策室（以下「現地対策室」という。）を設置するものとする。

イ 現地対策室に、現地対策室長及び現地対策副室長を置き、総括班、被害者支援班及び後方支援班を設置する。

ウ 現地対策室長にあつては支援実施責任者を、現地対策副室長にあつては犯罪被害者支援室室長補佐をもって充てる。ただし、これにより難いときは、支援本部長が指名した者をもって充てる。

エ 総括班、被害者支援班及び後方支援班は、前記５の（１）の規定により招集された特別被害者支援要員等をもって編成する。

（２） 任務

ア 現地対策室長は、支援本部長の指揮を受け、現地対策室が行う死傷者多数事案等に係る被害者支援全般の統括指揮を行うものとする。

イ 現地対策副室長は、現地対策室長を補佐するとともに、現地対策室長に事故があるときはその職務を代行するものとする。

ウ 総括班は、被害者支援班及び後方支援班への具体的な任務付与並びに被害者支援に係る関係機関・団体との連絡調整を行うものとする。

エ 被害者支援班は、指定被害者支援要員制度の実施について（平成12. 3. 1：例規務第1号）の例規通達3の（2）のアからキまでに掲げる任務を行うものとする。

オ 後方支援班は、現地対策室における事務、被害者支援班の任務の遂行に必要な資機材の確保、被害者支援に係る情報の集約及び伝達等を行うものとする。

7 捜査本部等との連携

現地対策室長は、捜査本部の事件主任官等と相互に緊密な連携を図り、被害者支援及び捜査活動に支障が生じることのないように努めるものとする。

8 支援本部の解散

支援本部長は、支援本部による被害者支援を行う必要がなくなつたと認めるときは、支援本部を解散するものとする。この場合においては、主管部長及び発生地警察署長等へ被害者支援に関する必要な事項を引き継ぐものとする。

9 報告

支援本部長は、特別被害者支援要員等の運用状況、被害者支援の推進状況等の死傷者多数事案等に係る被害者支援の実施状況について、必要の都度、警察本部長に報告するものとする。ただし、特異事項その他緊急に対応を要する事項については、速報するものとする。

10 教養

警務課長は、特別被害者支援要員に対して、定期又は随時に被害者支援活動に関し、必要な教養を実施するものとする。

11 特別被害者支援要員等の招集等に関する事務

特別被害者支援要員等の招集その他支援本部に関する事務は、犯罪被害者支援室において行うものとする。

別表第 1

警察本部所属別特別被害者支援要員指定基準及び部門別招集体制表

部門	所 属	指定基準人員		招集体制		
				A号	B号	C号
総務部	総 務 課	3	13	1	4	7
	情報管理課	2				
	広報応接課	1				
	会 計 課	4				
	装 備 課	2				
	留置管理課	1				
警務部	警 務 課	3	14	2	4	8
	事務管理課	3				
	厚 生 課	3				
	教 養 課	3				
	監 察 官 室	2				
生活安全部	生活安全企画課	3	11	2	4	8
	人身安全対策課	2				
	少 年 課	3				
	生活保安課	3				
地域部	地 域 課	3	3	1	1	2
刑事部	刑事企画課	2	30	5	12	23
	捜査第一課	4				
	捜査第二課	4				
	捜査第三課	3				
	捜査第四課	8				
	捜査第五課	4				
	犯罪情報分析課	3				
	鑑 識 課	2				
交通部	交通企画課	3	14	2	4	9
	交通規制課	4				
	交通指導課	3				
	交通捜査課	3				
	運転免許試験課	1				
警備部	警備第一課	3	23	4	9	18
	警備第二課	3				
	公 安 課	7				
	警衛警護課	2				
	外 事 課	8				
サイバー 対策本部	サイバー企画課	2	6	1	2	4
	サイバー捜査課	3				
	サイバー攻撃対策課	1				
合計		114		18	40	79

注 指定基準人員には、犯罪被害者支援室に兼務を命じられた者は含まない。

別表第 2

警察署別特別被害者支援要員指定基準及び招集体制表

名称 (ブロック)	警察署	指定基準人員	招集体制		
			A 号	B 号	C 号
北	上京	2	1	2	2
	左京	4	2	3	4
	北	3	1	2	3
中	東山	4	2	3	4
	中京	4	2	3	4
	下京	4	2	3	4
南	伏見	4	2	3	4
	山科	4	2	3	4
	南	4	2	3	4
	宇治	4	2	3	4
西	右京	4	2	3	4
	西京	4	2	3	4
	向日町	4	2	3	4
南山城	城陽	2	1	2	2
	八幡	2	1	2	2
	田辺	2	1	2	2
	木津	2	1	2	2
丹波	亀岡	2	1	2	2
	南丹	2	1	2	2
	綾部	2	1	1	2
	福知山	2	1	2	2
丹後	舞鶴	3	1	2	3
	宮津	2	1	2	2
	京丹後	2	1	2	2
合計		72	35	58	72

別記様式

年 月 末日 廃棄

警務部長 殿
(警務部警務課長経由)

第 号
年 月 日

所属長

特別被害者支援要員指定・解除報告書

課・係	階 級	氏 名 年齢・性別	指定・解除日	備 考
		(歳) 男・女	指定・解除 月 日	
		(歳) 男・女	指定・解除 月 日	
		(歳) 男・女	指定・解除 月 日	
		(歳) 男・女	指定・解除 月 日	
		(歳) 男・女	指定・解除 月 日	
		(歳) 男・女	指定・解除 月 日	
		(歳) 男・女	指定・解除 月 日	
		(歳) 男・女	指定・解除 月 日	

注 新たに指定した者であって、過去にこの例規通達の2に規定する特別被害者支援要員又は指定被害者支援要員制度の実施について（平成12. 3. 1：例規務第1号）の例規通達の3に規定する被害者支援要員の指定を受けた経歴を有するものについては、備考欄に過去5年分の当該経歴（所属、種別及び期間）を記載すること。